

## 東京都衛生検査所精度管理検討委員会設置要綱

## (設置)

第1 衛生検査所における精度管理の維持、向上に関する事項を調査、検討するため、東京都衛生検査所精度管理検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について、調査、検討し、福祉保健局長に報告するものとする。

- (1) 精度管理の維持、向上に関する事項
- (2) その他福祉保健局長が必要と認める事項

## (専門委員会)

第3 委員会に専門委員会を置く。

- 2 専門委員会は、委員会の決定するところにより、精度管理調査の実施等具体的事項を調査、検討する。
- 3 専門委員会は、前項の調査、検討結果を委員会に報告するものとする。

## (組織)

第4 委員会及び専門委員会は、次に掲げる者のうちから、福祉保健局長が委嘱又は任命する委員又は専門委員をもって構成する。

- (1) 委員会
    - ア 学識経験者 8名以内
    - イ 東京都職員 2名以内
    - ウ 特別区職員 1名以内
  - (2) 専門委員会
    - ア 学識経験者 14名以内
    - イ 東京都職員 1名以内
    - ウ 特別区職員 2名以内
- 2 委員及び専門委員は、重ねて委嘱又は任命されることができる。

## (任期)

第5 委員及び専門委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員及び専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第6 委員会及び専門委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員又は専門委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会又は専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員又は専門委員がその職務を代行する。

(幹事)

第7 委員会及び専門委員会に、その調査検討を補佐するため、幹事を置く。

2 幹事は、福祉保健局職員のうちから、福祉保健局長が任命する。

(招集)

第8 委員会及び専門委員会は、福祉保健局長が招集する。

(関係者の出席)

第9 委員長は、必要と認めるときは、委員会又は専門委員会に関係者の出席を求めることができる。

(会議等の公開)

第10 委員会の会議、会議に係る資料及び会議録等は公開とし、委員長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

2 専門委員会の会議、会議に係る資料及び会議録等は、精度管理調査の実施等具体的事項について検討するため非公開とする。

(事務局)

第11 委員会及び専門委員会の事務は、福祉保健局医療政策部医療安全課及び健康安全研究センターにおいて処理する。

附 則

この要綱は、平成4年5月27日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年5月30日から適用する。